

精神保健福祉法の改正について

精神保健福祉法改正の概要

【精神保健福祉法改正の経緯】

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の中で議論
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26149.html

※詳細については、厚生労働省HP「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書について」を、ご確認ください。

【施行期日】

令和6年4月1日

【医療保護入院関係】

1 医療保護入院の告知について（第29条・第33条関係）

告知の際に、その対象者に加え、同意をした家族に対しても書面により告知をすること。

また、「その措置を行う理由」についても加えて、告知する必要がある。

※措置入院に関しても同様

2 医療保護入院の期間について（第33条関係）

医療保護入院を行うことのできる期間を、6月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内とする。要件を満たす場合において、入院期間の更新を行うことも可能。

また、更新に際して家族等に必要な事項を通知した上で、

更新についての不同意の意思表示を受けなかった場合は、同意を得たものとみなすことができる。

【医療保護入院関係】

3 市町村長同意について（第33条関係）

患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長同意による、医療保護入院を行うことができる。

4 「家族等」の定義について（第5条関係）

精神障害者に対して身体に対する暴力を行った者等を「家族等」から除外する。

そのほか、「入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者」

「心身の故障により入院及び処遇について意思表示を適切に行うことができない者」についても、「家族等」から除外する。

【医療保護入院関係】

5 入院者訪問支援事業について（第35条関係）

市町村長同意による医療保護入院者を対象に、
入院者訪問支援員（※1）が精神科病院を訪問し、その者の話を聞き、
入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供や
その他厚生労働省令で定める支援を行う。

入院者訪問支援員は、精神科に入院中の方の立場に立って面会交流を行う。
資格等の制限はないが、研修を受講した者が担うことができる。
また、守秘義務も規定されている。

【虐待の防止関係】

精神科病院における虐待防止に向けた取り組みについて（第40条関係）

精神科病院の管理者は、当該精神科病院で医療を受ける精神障害者に対する
虐待を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
また、業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、
速やかにこれを都道府県に通報しなければならない。

都道府県知事は毎年度、虐待の状況や虐待が行われた場合の措置、
その他厚生労働省で定める事項を公表するものとする。